

表1-2 風水害時における事前防災行動指針【案】

※●は主な担当

フェーズ	業務	手順	タイムライン 5日前 前日 被災	関係機関												
				京都府 (港湾管 理者)	近畿地方 整備局	舞鶴海上 保安部	近畿運輸 局	海上自衛 隊	舞鶴市	警察署	消防署	港湾運送 業者	港湾荷役 業者	工事・測 量業者	国関係団 体	民間関係 団体
(1)事前対策(台風時により大雨、暴風等の予警報発表)																
発災の5日前	連絡体制の確保	BCP会員間の情報伝達主体となる連絡体制を確保		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
↓	情報収集	気象・海象情報、海上安全情報等の収集		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
↓	対策準備指示	港湾内作業者等に ・工事受注者への対策準備指示 ・保有船への対策準備指示		●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発災の1日前	施設点検	構成員は各自防災計画に従って保有施設の点検を行う		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)避難周知																
発災の1日前	連絡・対策体制の設置	・災害対応要員を確保し、連絡対策体制を設置 ・BCP会員の当日連絡先の確認		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
↓	避難指示	在港船舶、航行船舶等に対する避難指示を行う				●										
↓	荷役停止状況の確認	台風当日の荷役状況を確認		●								○	○			
↓	対策準備の確認	工事受注者・保有船の対策完了確認		●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
～直前	ふ頭ごとの事前対策状況の確認	貨物の固縛、荷役機械の固定措置、船舶の退避等の状況を確認		●								○	○			
(3)防災行動完了																
発災中	臨港道路の通行止め	必要に応じて通行規制を行う		●										○		
↓	被害状況の確認	被害状況の情報共有を逐一行う		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
↓	避難・救助行動	安全確保のための避難・救助行動及びその支援活動		○	○	●	○	●	○	●	●	○	○	○	○	○